なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP＞河川＞技術情報に掲載している。
（http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html）

第３６条 環境対策（特定調達品目の調達実績の調査）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和８年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第３７条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年３月 30 日建設省経機第 58 号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第３８条 交通安全管理（過積載による違法運行の防止対策）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

１．積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
２．さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
３．過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
４．取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
５．　建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
６．以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第３９条 交通安全管理（特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出）

共通仕様書 1-1-47 交通安全管理第 13 項における道路法第 47 条の２に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

① 当該車両に関する特殊車両通行許可証
② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等

通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）

③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書 1-1-50 官公庁等への手続等第３項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第４０条 工事用電力

本工事で使用する電力は、商用電力を予定しているが、変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

第４１条 工　期

１．工期は、雨天・休日等を見込み令和８年３月１１日から令和１０年３月２４日までとする。

なお、休日等には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

① 準備期間	３０日間
②後片付け期間	１０日間
③雨休率（実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数　実働日数×係数）	１．７

２．本工事の工期は出水期間を含んでいる。

３．６月１日から 10 月 31 日を出水期間とし、河川区域における工事は行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。

なお、既存堤防の治水上の安全を下げないよう留意すること。

・準備・後片付け

・その他監督職員が承諾した工種

４．後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第４２条 余裕期間制度の活用

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工　期：令和８年３月１１日から令和１０年３月２４日まで

（余裕期間：契約締結日の翌日から令和８年３月１０日まで）

※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と

協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

第４３条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
② 著しい悪天候により作業を休止せざるを得なかった場合
③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第４４条 工事工程表の開示の試行工事

１．本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。

２．工事契約後、設計審査会等において、「前条　工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。

３．設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙－５）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。

４．本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第４５条 週休二日の対応

１．本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休２日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休２日制適用工事（完全週休２日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休２日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休２日に取組むものとする。

２．週休２日の考え方は下記のとおりである。

１）週休２日

①完全週休２日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休２日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（８日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

２）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休２日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

３）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

３．天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を活用する場合は、１週４０時間または１日８時間を超える労働時間を設定した月は、週休２日工事の対象期間外とする。また１ 年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

・１年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定

・変更した就業規則

４．現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③官公庁の休日の場合

完全週休２日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

５．監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休２日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

６．工事完了後、週休２日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

７．アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

８．明らかに受注者側に月単位の週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

９．週休２日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休２日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休２日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休２日の補正係数に変更する。月単位の週休２日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休２日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休２日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休２日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第４６条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

１．受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、甲府観測所（気象庁のデータ）における１日の降雨・降雪量雨が 10 ㎜以上/日の日を想定している。

２．本試行のアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第４７条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

１．本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。

２．受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。

３．発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。

４．発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第４８条 世界的な半導体不足の影響による適切な工期の確保について

本工事に使用する電気通信機器類について、不測の事態等による入手時期の遅延に伴い工期変更の必要が生じる場合には分任支出負担行為担当官と協議することができる。

第４９条 個人情報の取り扱いについて

１．基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年５月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

２．秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

３．取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

４．利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

５．複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又

は複製してはならない。

６．再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年５月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第４号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

７．事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

８．資料等の返却等

（１）受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－２）を発注者に提出しなければならない。

（２）前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

９．管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

１０．管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

１１．従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第５０条 施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作　業　区　分	施　工　区　分	標準作業時間
昼間作業	全ての工事	８：３０～１７：００

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

各々の標準作業時間には日々の作業準備、後片付け、ＫＹ等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第５１条 受注者相互の協力（他工事等との調整）

１．下記工事等の受注業者とは、現場が連続し施工や作業が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事等の円滑な進捗に努めるものとする。

２．本工事との調整工事等は以下のとおりとする。

件　名	施工・作業範囲	工期等（予定）
（仮称）Ｒ８甲府機械設備点検整備業務	機械設備点検	令和８年４月１日～ 令和９年３月３１日
（仮称）Ｒ８甲府電気通信設備保守業務	電気通信機器点検	令和８年４月１日～ 令和９年３月３１日

第５２条 新技術の活用「新技術の定義」

１．本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

２．新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

② 公共工事等において実用段階に達している技術

③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

３．対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
URL:https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS

2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第５３条 新技術の活用「施工者選定型」

１．本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

２．本工事において、第５２条 新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す１）～４）の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

３．受注者は、選定した新技術が第５４条 新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す１）～４）のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

４．当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。

５．受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。

６．試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。

７．受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－ＶＥ」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。なお、「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

８．受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第５４条 建設現場における遠隔臨場の実施

１．建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とＷｅｂ会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf

２．遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

３．実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮すること。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web会議システム（teams、zoom等）」等、いずれのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式－１９を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。

詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和５年３月３日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

(8) 通信環境

遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備は、発注者の費用負担にて行うものとする。なお、通信環境整備に関する詳細は、監督職員と協議を行うものとする。

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第５５条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

１．建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

２．遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例　○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実績状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

３．遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

４．実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和５年３月３日（国不建第 578 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第５６条 生産性向上チャレンジ工事

１．試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

２．試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、

人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第５４条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

３．工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

４．本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第５７条 出来高部分払い方式について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」[国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照] に基づき行うものとする。

第５８条 点在する施工箇所の名称ついて

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢地先（新田救急排水機場）、山梨県南巨摩郡身延町下田原地先（下田原救急排水機場）で施工を行う工事である。

第５９条 総価契約単価合意方式について

１．目　的

本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

２．共通仕様書 1-1-4 請負代金内訳書及び工事費構成書の適用

共通仕様書 1-1-4 第２項、第６項及び第７項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第３条第１項の規定に基づき請負代金内訳書を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

３．合意単価の公表

発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第６０条 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

（１）本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。

（２）受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れ

の影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。

（３）受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第 20 条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（１週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、共通仕様書に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

（４）受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、共通仕様書に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

（５）受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。

（６）なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第６１条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

なお、本工事の現場技術業務を担当する現場技術業務員の氏名は、別途監督職員より通知する。

第６２条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

なお、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

また、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を

閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。(「閲覧のみ可能」で登録)

第６３条 施工体制の点検

１．受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号　最終改正令和７年１２月１２日)第 15 条３により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

２．施工体制の点検員は本工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。

３．施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員)、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

４．本工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

５．施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。

６.施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。

７．施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第６４条 監督職員による確認及び立会等

本工事の段階確認は次のとおりとする。ただし、段階確認項目、検査(確認)方法、対象設備の詳細区分については施工計画書に記載し提出するものとする。

項　　目	実　施　時　期	対象設備
材　料　確　認	工場：納入後、製作開始前 現場：納入後、据付開始前	主ポンプ設備
溶　接　確　認	工場：溶接完了時 現場：溶接完了時	主ポンプ設備
寸　法　確　認	工場：仮組立完了時 現場：据付完了時	主ポンプ設備
機　能　確　認	工場：製作完了時 現場：据付完了時	主ポンプ設備
性　能　確　認	工場：製作完了時 現場：据付完了時	主ポンプ設備
塗　装　確　認	工場：塗装完了時 現場：塗装完了時	主ポンプ設備

現地試運転確認	総合試運転実施時	

材料確認をすべて工場で実施する場合など、本工事において該当しない項目がある場合は、その旨を施工計画書に記載するものとする。

現地試運転確認においては、実負荷総合試運転を行うものとする。ただし、現地状況等により実負荷運転が行えない場合には監督職員と協議するものとする。

第６５条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－12 によるものとする。

第６６条 仮設工

本工事の仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。

第６７条 震災対策

１．地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定め、施工計画書に記載するものとする。

２．地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第６８条 地震発生後の建設工事現場の点検

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

１．気象庁地震計で震度４の地震が発生した場合。

１）現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

２）現場休工日（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

２．気象庁地震計で震度５弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第６９条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した

工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、本工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第７０条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

第７１条 分解整備計測項目

受注者は、整備を実施する際、別表－１「分解整備計測項目」に示す修繕整備前後の計測データを施工管理記録として、監督職員へ提出するものとする。

第７２条 工事概要

本工事は甲府河川国道事務所で管理する、新田救急排水機場及び下田原救急排水機場の信頼性の向上と機能保持を目的として、主ポンプ設備・空気抜き弁・バルブコントローラ・接地端子盤の整備を行うものである。（工場移送含む）

第７３条 工事施工範囲

工事の施工範囲は下記に示す設備の製作、輸送、撤去、据付、現地試運転までとする。なお、受注者は完成までに当該設備管理者に対する操作説明を行うものとし、この操作説明は本工事の施工範囲に含まれている。

新田救急排水機場

細　　別	単位	数量	施工内容
主ポンプ（No.１、２）	台	２	撤去・据付 工場分解整備
バルブコントローラ （No.１～４）	台	４	現地分解整備
空気抜き弁（No.１、２）	台	２	撤去・据付
接地端子盤	台	１	撤去・据付
総合試運転調整 （No.１～４）	台	４	総合試運転調整

下田原救急排水機場

細　　別	単位	数量	施工内容
主ポンプ（No.１、２）	台	２	撤去・据付 工場分解整備

バルブコントローラ （№.１～４）	台	４	現地分解整備
空気抜き弁（№.１、２）	台	２	撤去・据付
接地端子盤	台	１	撤去・据付
総合試運転調整 （№.１～４）	台	４	総合試運転調整

次の内容は施工範囲内とする。

・工場分解整備完了後の工場試運転

・主ポンプ及び減速機据付完了後の現地総合試運転

第７４条 設計条件（各排水機場）

１．新田救急排水機場

(1)計画最高外水位	TP. +247.83
(2)計画運転開始内水位	TP. +241.70
(3)計画運転停止内水位	TP. +241.20
(4)運転可能最低内水位	TP. +239.90
(5)吸水槽敷高	TP. +238.90

２．下田原救急排水機場

(1)計画最高外水位	TP. +221.71
(2)計画運転開始内水位	TP. +217.10
(3)計画運転停止内水位	TP. +216.60
(4)運転可能最低内水位	TP. +214.70
(5)吸水槽敷高	TP. +213.70

第７５条 主要仕様（主ポンプ）

１．主ポンプ

【新田救急排水機場】

(1)形　　式	水中斜流ポンプ
(2)駆動方式	電動機直結
(3)ポンプ口径(吐出口径)	700mm
(4)吐出量(1台当たり)	1m3/s
(5)全揚程	9m
(6)締切全揚程	22m
(7)回転数(極数)	50Hz　980rpm(6極)
(8)ﾎﾟﾝﾌﾟﾕﾆｯﾄ効率	70%以上
(9)定格入力	140kw
(10)電源	50Hz 400V
(11)定格電源	50Hz 226A以下
(12)始動電源	1,500A

(13)ポンプ本体重量　　2,000kg/台

【下田原救急排水機場】

(1)形　　式　　水中斜流ポンプ
(2)駆動方式　　電動機直結
(3)ポンプ口径(吐出口径)　700mm
(4)吐出量(1 台当たり)　1m3/s
(5)全揚程　　9m
(6)締切全揚程　　25m
(7)回転数(極数)　　50Hz　980rpm(6 極)
(8)ﾎﾟﾝﾌﾟﾕﾆｯﾄ効率　　69%以上
(9)定格入力　　140kw
(10)電源(50Hz)　　400V
(11)定格電源(50Hz)　　226A 以下
(12)始動電源　　1,500A
(13)ポンプ本体重量　　2,000kg/台

２．バルブコントローラ（新田、下田原排水機場共通）

(1)型式　　LTKD―02 型
(2)開度指示計　　% 時計型
(3)手動ハンドル　　丸ハンドル（左廻し開）
(4)開閉時間　　片道約 45.9 秒
(5)開度発信機　　電流変換式
(6)各種スイッチ　　全開・全閉リミットスイッチ、トルクスイッチ、インターロックスイッチ

３．空気抜き弁仕様（新田、下田原排水機場共通）

(1)形式　　仕切弁
(2)寸法　　Φ50
(3)材質　　FCD
(4)配管材　　Φ50、FC 相当

４．接地端子盤仕様（新田、下田原排水機場共通）

(1)形式　　屋外鋼板製自立閉鎖形（スタンド式）
(2)寸法　　W400×H1700×D550
(3)盤面取付機器　　名称銘板
(4)盤内収納機器　　端子台（5 点端子）

第７６条 交換部品

本工事において交換する部品は別表－２に示す。なお、監督職員より数量の増減を指示された場合には設計変更の対象とする。

第７７条 処分品について

本工事において発生した部品の処分は施工範囲内とし適切な処分を行うものとする。

なお、処分に関わる費用ついては設計変更の対象とする。また、不明な点については監督職員の指示を受けるものとする。

第７８条 塗装

１．本工事の塗装仕様は「機械工事塗装要領（案）・同解説（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課　令和３年２月)」によるものとする。

２．各機器の塗装仕様は次のとおりとする。上塗色については監督職員の指示によるものとする。

塗装箇所	下地処理	施工場所	工程	塗料名	標準膜厚（μm)	標準使用量（g/m2)
主ポンプ（接水部)	1種ｹﾚﾝ	工場	一次ﾌﾟﾗｲﾏｰ	有機ｼﾞﾝｸﾘｯﾁﾌﾟﾗｲﾏｰ	１５	２００
			下塗	ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗料	１００	５００
			中塗	ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗料	４０	２２０
			上塗	ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗料	４０	２００

第７９条 その他

１．現地総合試運転を行った後、燃料（Ａ重油）については、本工事で使用した量を燃料タンクに補充するものとする。また、補充量は設計変更の対象とする。

２．非出水期においても、３号・４号主ポンプの排水機能を喪失することがないようにすること。なお、排水機能を損なう恐れのある整備等を行う場合は、施工計画書等へ記載すること。

ー以　上ー

別紙－１

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。	第５１条
	■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。	第５０条
	■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。	第４１条
	■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第４２条
その他	■ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。	第１９条
	■ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。	第４０条

別紙－２

証明書

工事（業務）名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

受 注 業 者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

証　明　者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

個人情報が記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は２以上記載すること。

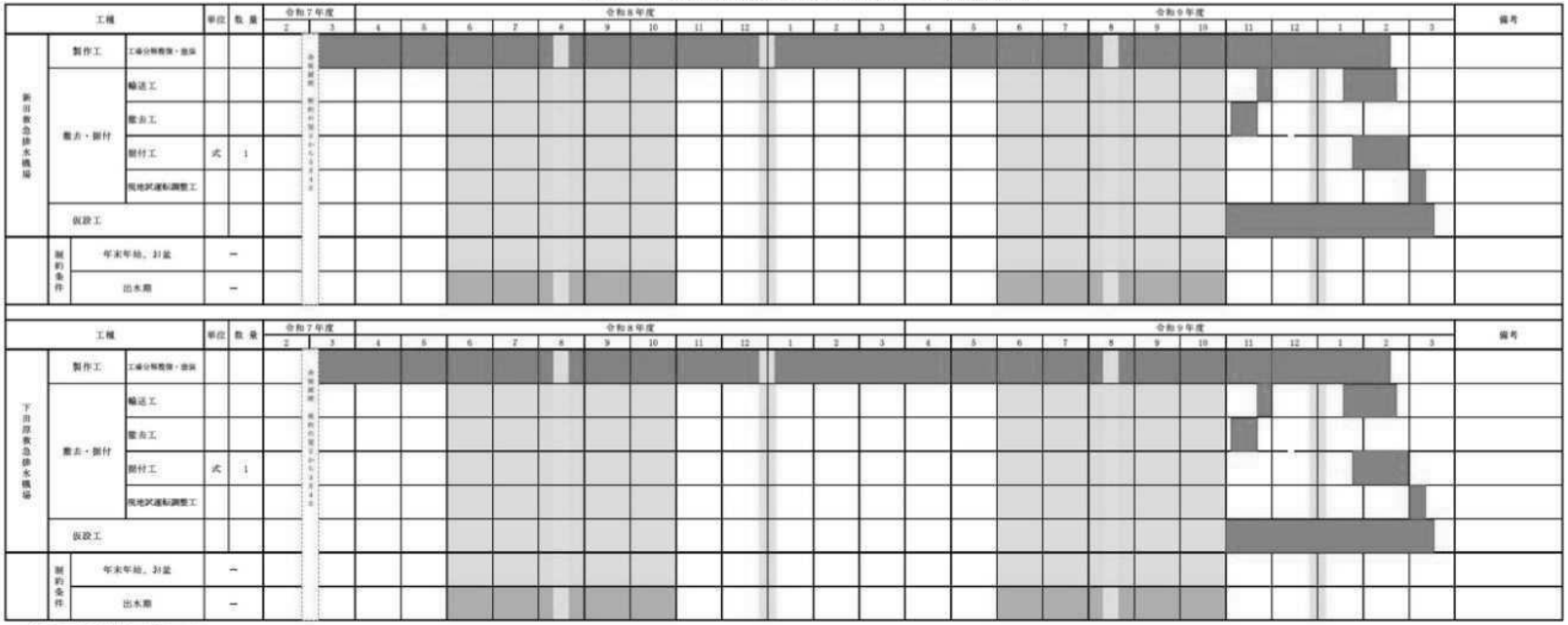
本件責任者（会社名・部署名・氏名）：＿＿＿＿＿＿
担当者（会社名・部署名・氏名）：＿＿＿＿＿＿
連絡先１：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先２：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（※証明者について
工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。
業務については、「管理技術者」が行うものとする。　　）

別紙－5

概略工事工程表

工事名　：　Ｒ７新田救急排水機場外１箇所主ポンプ分解整備工事



工種
単位
数量
令和７年度
令和８年度
令和９年度
備考
下日原救急排水機場
製作工
工事分解整備・塗装
撤去・据付
輸送工
搬去工
据付工
式
1
現地試運転調整工
仮設工
制約条件
年末年始、お盆
出水期
－
債務負担行為期間
契約の翌日から令和８年３月31日まで

《余裕期間制度（発注者指定）の活用について》
本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に現場資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要になります。
なお、余裕期間は契約の翌日から令和８年３月３１日までとします。
《準備期間（据付）について》
工期には施工に必要な実日数（実働日数）以外に準備期間（据付）を３０日間含むものとします。
《関係機関協議》
工事着手にあたっての関係機関協議（自治体）について、施工計画書を基とした協議資料作成は受注者が行い、協議は発注者が主体となって実施します。

別紙様式－１２

様式－３３

年月日：

品　質　証　明　書

工事名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

品　質　証　明　記　事				
品　質　証　明　事　項	実　施　日	箇　　所	品質証明員氏名　印	記　　事

社内検査した結果、工事請負工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者　住　所

氏　名

別紙様式－15

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること
※本様式もASP（情報共有システム）で電子で管理すること

工事関係書類							工事関係書類の標準様式（案）（様式No）	作成書類役割分担		発注者作成書類の位置づけ		受注者書類作成の位置付け						備考
										指示	通知	提出			提示	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	
作成時期	種別		No.	書類名称	書類作成の根拠			発注者	受注者	受注者	受注者	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管			
工事着手前	作成書類の役割分担	設計書査会で確認	1	【事例】 工事のお知らせ（自治会、住民等への周知）	共通仕様書1-1-50_7		ー		○						○			令和○年○月○日設計審査会で確認
			2	【事例】 関係機関（○○○）協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-50_2		-		○						○			令和○年○月○日設計審査会で確認
			3	【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壌汚染対策法第4条1項		-	○			○							土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出
			4	【事例 概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 関係機関（○○○）との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法		-	○			○							令和○年○月○日設計審査会で確認
			5	【事例 概算概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 占用物件（○○○）の移設の調整、監督処分	河川法、道路法		-	○			○							令和○年○月○日設計審査会で確認
			6	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-3_2		-		○			○						令和○年○月○日設計審査会で確認
			7	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正（構造計算の伴うものや大幅な修正）	共通仕様書1-1-23		-	○		○								令和○年○月○日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定。 （受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する）
	契約図書	契約書	8	工事請負契約書	ー		ー	○										
		設計図書	9	共通仕様書	ー		ー	○										
			10	特記仕様書	ー		ー	○										
			11	発注図面	ー		ー	○										
			12	現場説明書	ー		ー	○										
			13	質問回答書	ー		ー	○										
			14	工事数量総括表	ー		ー	○										
	契約関係書類		15	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項		様式ー1		○				○					
			16	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書1-1-4		様式ー2		○				○					契約書を作成する全ての工事
			17	工事工程表	工事請負契約書第3条1項		様式ー3		○				○					
			18	掛金収納書（電子申請方式）	共通仕様書1-1-58_6		様式ー4		○				○					
			19	建退共証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)		ー		○						○			電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けた上、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。
			20	工事別共済証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)		ー		○						○			
			21	掛金充当実績総括表	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)		ー		○						○			
			22	被共済者就労状況報告書	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)		ー		○						○			
			23	掛金充当書	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)		ー		○						○			
			24	請求書（前払金）	工事請負契約書第35条1項		様式ー5		○				○					
			25	VE提案書（契約後VE時）	特記仕様書		様式ー6		○					○				契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。
	その他		26	品質証明員通知書	共通仕様書1-1-32_(5)		様式ー7		○			○						契約図書で規定された場合に提出する。
			27	再生資源利用計画書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-27_4		ー		○			○						該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
			28	再生資源利用促進計画書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-27_5		ー		○			○						該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
			29	建設発生土搬出調書	特記仕様書		ー		○			○						
			30	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書				○			○						
	工事書類	1 施工計画	① 施工計画	31	施工計画書	共通仕様書1-1-6		ー		○			○					工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更以外）には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。
				32	ISO9001品質計画書	特記仕様書		ー		○			○					
				33	設計図書の照査確認資料 （契約書18条に該当する事実があった場合）	共通仕様書1-1-3_2		ー		○			○					
				34	工事測量成果表（仮BM及び多角点の設置）	共通仕様書1-1-52_1		ー		○			○					
				35	工事測量結果（設計図書との照合） （設計図書と差異有り）			ー		○			○					設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。
		2 施工体制	② 施工体制	36	施工体制台帳	共通仕様書1-1-18_1		ー		○			○					・『「施工体制台帳に係る書類の提出について」の一部改正について』（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営整第16号）に基づき作成する。 ・建設業及び一次下請人の警備業以外は不要
				37	施工体系図	共通仕様書1-1-18_2		ー		○			○					
				38	作業員名簿	共通仕様書1-1-18_1		-		○			○					
		3 設計	③ 設計	39	承諾図書	共通仕様書1-1-9		ー		○			○					設計が必要な工事において、製作・施工前に承諾図書を作成し、監督職員の承諾を得る。
		4 施工状況	④ 施工管理	40	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-2_20		様式ー9	○									
				41	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-2_23		様式ー9		○			○					協議の根拠となる諸基準類のコピーは添付不要。
				42	工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-2_21		様式ー9		○			○					
				43	工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-2_24		様式ー9		○			○					
				44	工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-2_26		様式ー9		○			○					
				45	工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-2_27		様式ー9		○			○					
				46	材料確認書	共通仕様書2-1-2_1		様式ー10		○			○					設計図書に記載しているもの以外は材料確認書の提出は不要
				47	材料納入伝票	共通仕様書2-1-3_1		ー		○					○			設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。
				48	段階確認書	共通仕様書1-1-28_6(3)		様式ー11		○			○					・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
施工中																		

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること
※本様式もASP（情報共有システム）で電子で管理すること

作成時期	種別		No.	書類名称	書類作成の根拠	工事関係書類の標準様式（案）（様式No）	作成書類役割分担 発注者	作成書類役割分担 受注者	発注者作成書類の位置づけ 指示 受注者	発注者作成書類の位置づけ 通知 受注者	受注者書類作成の位置付け 提出 監督職員	提出 契約担当課	提出 発注担当課	提示 受注者保管	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	備考
着手			49	確認・立会依頼書	共通仕様書1-1-28_1	様式－12		○			○						•確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 •監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 •監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
			50	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-51_2	－		○							○		週間工程会議やASPにより事前連絡する。 ただし、現道上の工事については「提出」とする。
		⑤安全管理	51	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-41_10	－		○						○			監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。
		⑤安全管理	52	工事事故速報	共通仕様書1-1-44	様式－13		○			○				○		事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。
		⑤安全管理	53	工事事故報告書	共通仕様書1-1-44	－		○			○						事故報告書はCAS（建設工事事故データベースシステム）により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。
		⑥工程管理	54	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-38	様式－14		○			○						工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。
		⑦品質管理	55	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-4	－		○			○						指定材料のみ提出（設計図書で指定した材料を含む）。
施工中	契約関係書類	中間前払金	56	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式－15		○				○					
		中間前払金	57	請求書（中間前払金）	工事請負契約書第35条3項	様式－5		○				○					
		完済部分検査	58	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式－16		○				○					
		完済部分検査	59	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式－17		○				○					
		完済部分検査	60	請求書（指定部分完済払金）	工事請負契約書第39条1項	様式－5		○				○					
		完済部分検査	61	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-33_2	様式－18		○			○						
		既済部分検査	62	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式－19		○				○					
		既済部分検査	63	出来形報告書 （数量内訳書、出来形図）	共通仕様書1-1-34_7	－		○			○						中間技術検査時にも提出する。
		既済部分検査	64	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-34_2	様式－18		○			○						
		既済部分検査	65	請求書（部分払金）	工事請負契約書第38条5項	様式－5		○				○					
		修補	66	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式－21		○				○					
		部分使用	67	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式－22		○				○					部分使用がある場合に提出する。
		工期延期	68	工期延期願	工事請負契約書第18条～22条	様式－23		○				○					工期延期が発生する場合に提出する。
		支給品 支給品	69	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式－24		○			○						支給品を受領した場合に提出する。
		支給品 支給品	70	支給品精算書	共通仕様書1-1-25_3	様式－25		○			○						支給品がある場合に提出する。
		支給品 建設機械	71	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-25_4	様式－26		○			○						建設機械の貸与がある場合に提出する。
		支給品 建設機械	72	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式－27		○			○						建設機械の貸与がある場合に提出する。
		現場発生品	73	現場発生品調書	共通仕様書1-1-26	様式－28		○			○						現場発生品がある場合に提出する。
		その他	74	出来形報告書 （数量内訳書、出来形図）	共通仕様書1-1-35_6	－		○			○						既済部分検査等の際に提出する。
		その他	75	産業廃棄物管理表（マニフェスト）	共通仕様書1-1-27_2	－		○						○			•産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。
		その他	76	建設発生土搬出調書	特記仕様書	－		○					○				
		その他	77	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	－		○					○				
		その他	78	新技術活用関係資料	特記仕様書	－		○					○				新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。
工事完成時	契約関係書類		79	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式－29		○				○					
	契約関係書類		80	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式－30		○				○					
	契約関係書類		81	請求書（完成代金）	工事請負契約書第33条1項	様式－5		○				○					
	工事書類		82	出来形管理図表	共通仕様書1-1-37_10	様式－31		○			○						•施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 •出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 •測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。
	工事書類		83	品質管理図表	共通仕様書1-1-37_10	様式－32		○			○						•施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 •品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 •測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。
	工事書類		84	品質証明書	共通仕様書1-1-33(1)	様式－33		○			○						•契約図書で規定された場合に提出する。 •品質証明に関する添付書類は提出不要
	工事書類		85	工事写真	共通仕様書1-1-37_10	－		○			○						•工事写真の撮影に当たっては、写真管理基準（案）を適用する。 •電子納品等運用ガイドライン（案）【機械設備工事編】に基づき提出する。 •紙の工事写真帳の提出不要 •不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 •監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要。
	工事書類		86	総合評価実施報告書	特記仕様書	－		○			○						総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。
	工事書類		87	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書1-1-59	様式－34		○			○						自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1工事につき最大10項目までの提出とする。
	工事完成図書		88	工事完成図	共通仕様書1-1-30	－		○			○					○	•電子納品等運用ガイドライン（案）【機械設備工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
	工事完成図書		89	工事管理台帳	共通仕様書1-1-30	－		○			○					○	•電子納品等運用ガイドライン（案）【機械設備工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
	その他		90	再生資源利用実施書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-27_6	－		○			○						該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
	その他		91	再生資源利用促進実施書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-27_6	－		○			○						該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
	その他		92	維持管理情報データベース統一様式	特記仕様書	－		○			○						施工内容に基づき、機械設備維持管理システムにおける所定様式を作成して提出する。
	その他		93	予備品リスト	特記仕様書	－		○			○						予備品を納入する場合、所定様式により「予備品リスト」を作成して提出する。
工事完成後	その他		94	低入札価格調査 （間接工事費等諸経費動向調査票）	共通仕様書1-1-21_5	－	○	○					○				「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。

別紙様式－１９

【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

●基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を適用した項目

No.	適用種別 （選択）	工　種 （自由記述）	細　別 （自由記述）	確認時期 （自由記述）	確認項目 （自由記述）	適用理由 （自由記述）	その他意見 （自由記述）
記入例	段階確認	矢板工	鋼矢板	打込時	長さ	・検尺及び目視確認が可能だったため ・確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	適用種別 （選択）	工　種 （自由記述）	細　別 （自由記述）	確認時期 （自由記述）	確認項目 （自由記述）	適用理由 （自由記述）	その他意見 （自由記述）
記入例	段階確認	舗装工		土質の変化した時	土質、変化位置	・土(岩)質の確認は映像では困難のため	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場に使用した機器

No.	機器構成 （選択）	遠隔臨場システムの名称 （自由記述）	遠隔臨場システムのメーカー名 （自由記述）	監督職員ＰＣとのセキュリティ上の通信可否 （つながる or つながらない）
記入例	パッケージシステム	Generation-eye	（株）Atos	つながらない

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

予備品リスト

別紙様式－２０

地整名	事務所名	施設の名称	設備名	形式または機器名	製作会社	規格	型式	予備品内訳及び保管等の経緯																	
								名　称	部品メーカ	規格・品番	形状等	在庫すべき数量	在庫状況												
													年度当初数量		増減数量		増減数量		残数量（ｙｙ.ｍｍ.ｄｄ現在）		図面番号	保管場所	有効期限	備　考	
													年　月　日	数量	年　月　日	数量	年　月　日	数量	計	欠品					
																			0	0					

別表ー1

ポンプ設備の分解整備計測項目

設備区分	装置区分	計測部位	計測項目	備考
1．主ポンプ設備				
コラム型水中モータポンプ	全般	主ポンプ全般	振動(振幅)	
	水中ポンプユニット	インペラ	欠損	
		電動機	絶縁抵抗	
			接地抵抗	
			入力電源	
			電圧	
		軸	摩耗(スリーブ)	
主配管・弁類(吐出し弁)	電動式弁	電動機	絶縁抵抗	

交換部品【新田救急排水機場】(1台当たり)

No	品名及び仕様		単位	数量	備考
1	羽根車	SCS13	個	1	主ポンプ
2	メカニカルシール	ー	式	1	主ポンプ
3	ケーブルホルダー	NBR/SS400	式	1	主ポンプ
4	ゴムパッキン	SUS304CR60	式	1	主ポンプ
5	玉軸受	6316ZZ　SUJ2	個	1	主ポンプ
6	アンギュラ玉軸受	7320BDB　SUJ2	個	1	主ポンプ
7	軸受ナット	S25C	個	1	主ポンプ
8	菊座金	SPCC-SD	個	1	主ポンプ
9	廻り止め座金	SUS304	個	1	主ポンプ
10	ケーブルバンド	SS400	個	10	主ポンプ
11	平行キー	SUS403	式	1	主ポンプ
12	継丸ゴム類	CR	式	1	主ポンプ
13	Oリング類	NBR	式	1	主ポンプ
14	ゴムリング	NBR	個	1	主ポンプ
15	オイルシール	ー	個	1	主ポンプ
16	浸水検知器	ー	式	1	主ポンプ
17	端子板	アクリル	式	1	主ポンプ
18	水中ケーブル	4C*60S*20m　2PNCT	本	1	主ポンプ
19	水中ケーブル	3C*60S*20m　2PNCT	本	1	主ポンプ
20	水中ケーブル	4C*3.5S*20m　2PNCT	本	1	主ポンプ
21	ケーブルコネクタ用部品	4C*60S用	個	1	主ポンプ
22	ケーブルコネクタ用部品	3C*60S用	個	1	主ポンプ
23	ケーブルコネクタ用部品	4C*3.5S用	個	1	主ポンプ
24	プラグ類	SUS304	式	1	主ポンプ
25	連成計	SUS304,-0.1～0.4MPa	式	1	主ポンプ
26	リミットスイッチ	ー	個	1	バルブコントローラ
27	リミットスイッチギヤユニット	ー	個	1	バルブコントローラ
28	トルクスイッチユニット(マイクロスイッチ含む)	ー	個	1	バルブコントローラ
29	インターロックスイッチユニット	(マイクロスイッチ含む)	個	1	バルブコントローラ
30	ターミナル(サポート含む)	ー	個	1	バルブコントローラ
31	配線材	ー	台分	1	バルブコントローラ
32	スペースヒータ	ー	個	1	バルブコントローラ
33	ガスケット	ー	台分	1	バルブコントローラ
34	グリース	ー	台分	1	バルブコントローラ
35	雑材(ボルト・ビス類)	ー	台分	1	バルブコントローラ
36	発信機	(CP-6 500Ω 1連)	個	1	バルブコントローラ
37	セイミッタ(RI-0209)	ー	個	1	バルブコントローラ
38	開度指示計	ー	個	1	バルブコントローラ
39	タッチアップ塗料	ー	式	1	バルブコントローラ
40	空気抜き弁	Φ50、FCD	台	1	空気抜き弁
41	配管材	Φ50、FC相当	台分	1	空気抜き弁
42	接地端子盤　端子台(5点端子)	屋外鋼板製自立閉鎖形(スタンド式) W400×H1700×D550	面	1	接地端子盤
43					
44					
45					
46					
47					
48					

交換部品【下田原救急排水機場】（1台当たり）

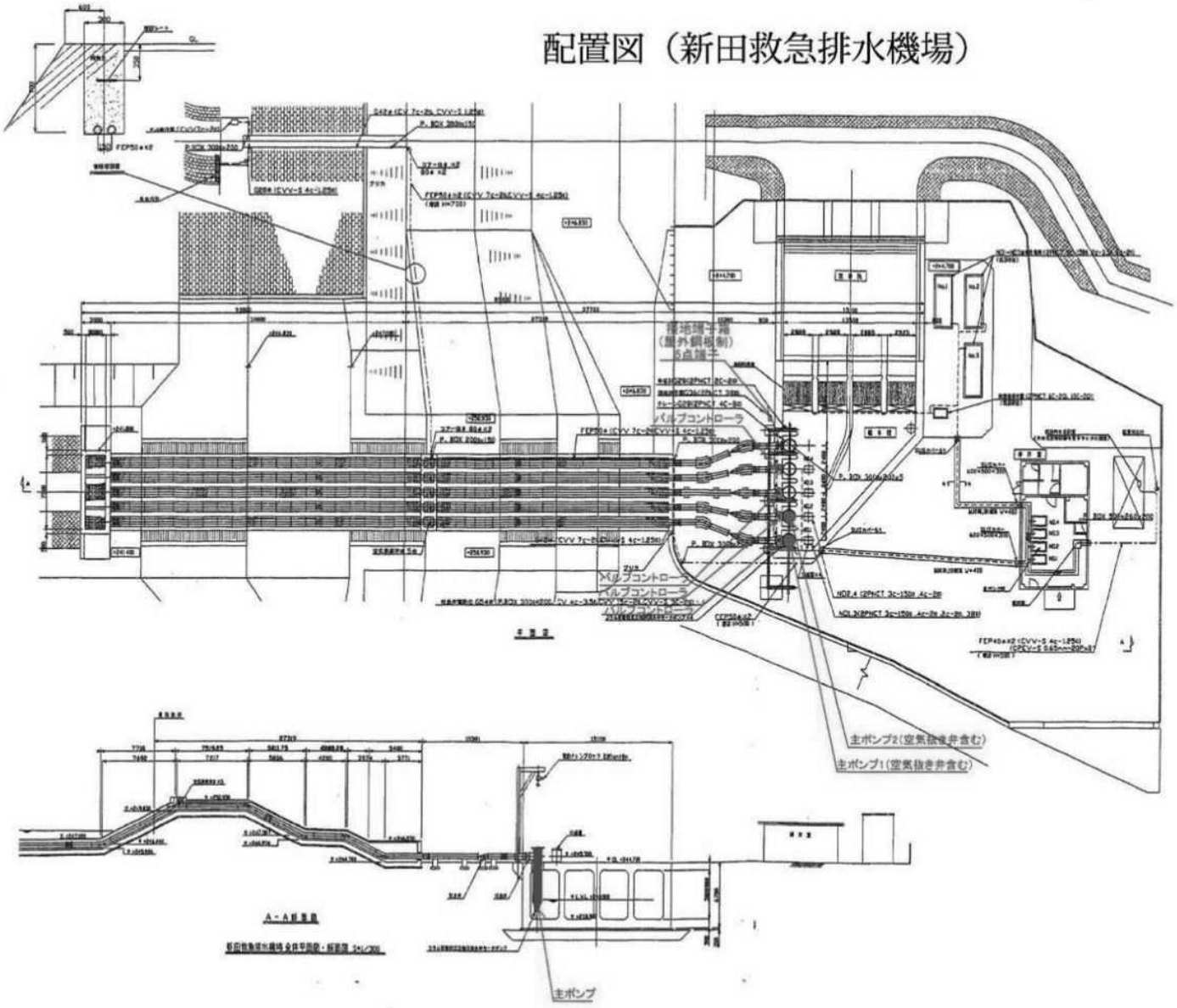
No	品名及び仕様		単位	数量	備考
1	羽根車	SCS13	個	1	主ポンプ
2	メカニカルシール	ー	式	1	主ポンプ
3	ケーブルホルダー	NBR/SS400	式	1	主ポンプ
4	ゴムパッキン	SUS304CR60	式	1	主ポンプ
5	玉軸受	6316ZZ　SUJ2	個	1	主ポンプ
6	アンギュラ玉軸受	7320BDB　SUJ2	個	1	主ポンプ
7	軸受ナット	S25C	個	1	主ポンプ
8	菊座金	SPCC-SD	個	1	主ポンプ
9	廻り止め座金	SUS304	個	1	主ポンプ
10	ケーブルバンド	SS400	個	10	主ポンプ
11	平行キー	SUS403	式	1	主ポンプ
12	継丸ゴム類	CR	式	1	主ポンプ
13	Oリング類	NBR	式	1	主ポンプ
14	ゴムリング	NBR	個	1	主ポンプ
15	オイルシール	ー	個	1	主ポンプ
16	浸水検知器	ー	式	1	主ポンプ
17	端子板	アクリル	式	1	主ポンプ
18	水中ケーブル	4C*60S*20m　2PNCT	本	1	主ポンプ
19	水中ケーブル	3C*60S*20m　2PNCT	本	1	主ポンプ
20	水中ケーブル	4C*3.5S*20m　2PNCT	本	1	主ポンプ
21	ケーブルコネクタ用部品	4C*60S用	個	1	主ポンプ
22	ケーブルコネクタ用部品	3C*60S用	個	1	主ポンプ
23	ケーブルコネクタ用部品	4C*3.5S用	個	1	主ポンプ
24	プラグ類	SUS304	式	1	主ポンプ
25	連成計	SUS304,-0.1～0.4MPa	式	1	主ポンプ
26	リミットスイッチ	ー	個	1	バルブコントローラ
27	リミットスイッチギヤユニット	ー	個	1	バルブコントローラ
28	トルクスイッチユニット（マイクロスイッチ含む）	ー	個	1	バルブコントローラ
29	インターロックスイッチユニット	（マイクロスイッチ含む）	個	1	バルブコントローラ
30	ターミナル（サポート含む）	ー	個	1	バルブコントローラ
31	配線材	ー	台分	1	バルブコントローラ
32	スペースヒータ	ー	個	1	バルブコントローラ
33	ガスケット	ー	台分	1	バルブコントローラ
34	グリース	ー	台分	1	バルブコントローラ
35	雑材（ボルト・ビス類）	ー	台分	1	バルブコントローラ
36	発信機	（CP-6 500Ω 1連）	個	1	バルブコントローラ
37	セイミッタ(RI-0209)	ー	個	1	バルブコントローラ
38	開度指示計	ー	個	1	バルブコントローラ
39	タッチアップ塗料	ー	式	1	バルブコントローラ
40	空気抜き弁	Φ50、FCD	台	1	空気抜き弁
41	配管材	Φ50、FC相当	台分	1	空気抜き弁
42	接地端子盤　端子台（5点端子）	屋外鋼板製自立閉鎖形（スタンド式） W400×H1700×D550	面	1	接地端子盤
43					
44					
45					
46					
47					
48					

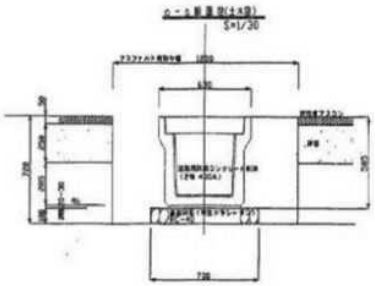
位 置 図

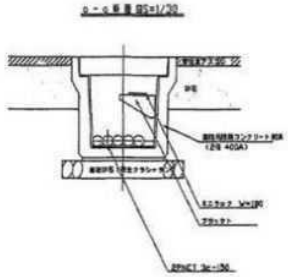


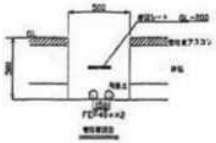
工事名	R7新田救急排水機場外1箇所主ポンプ分解整備工事										
図面名	位 置 図										
縮 尺	－	図面番号	1 / 3								
作成年月日	令和8年2月										
設計会社名											
所長		副所長		課長		専門課長		係長		設計	
事務所名	国土交通省　甲府河川国道事務所										

配置図（新田救急排水機場）



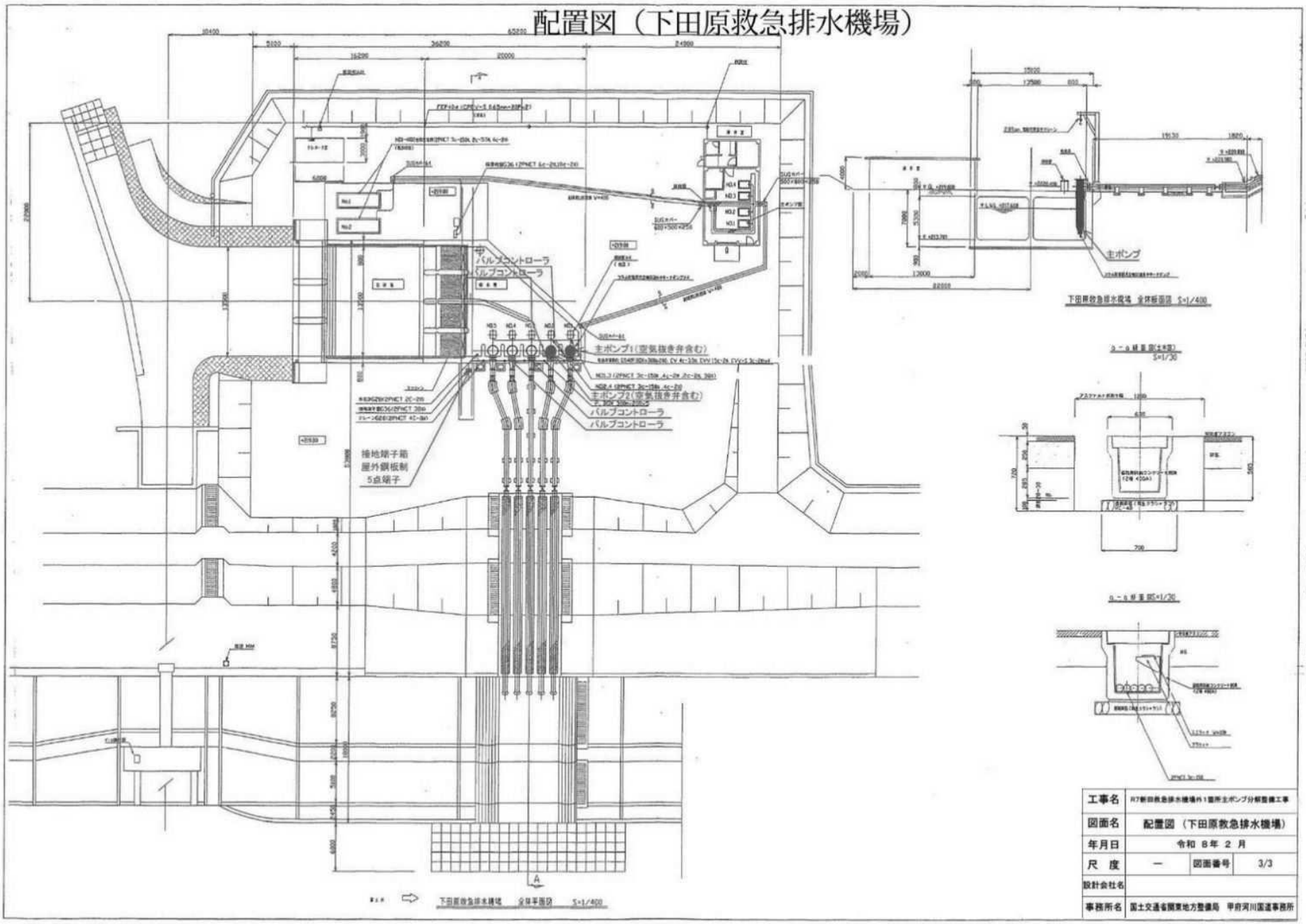






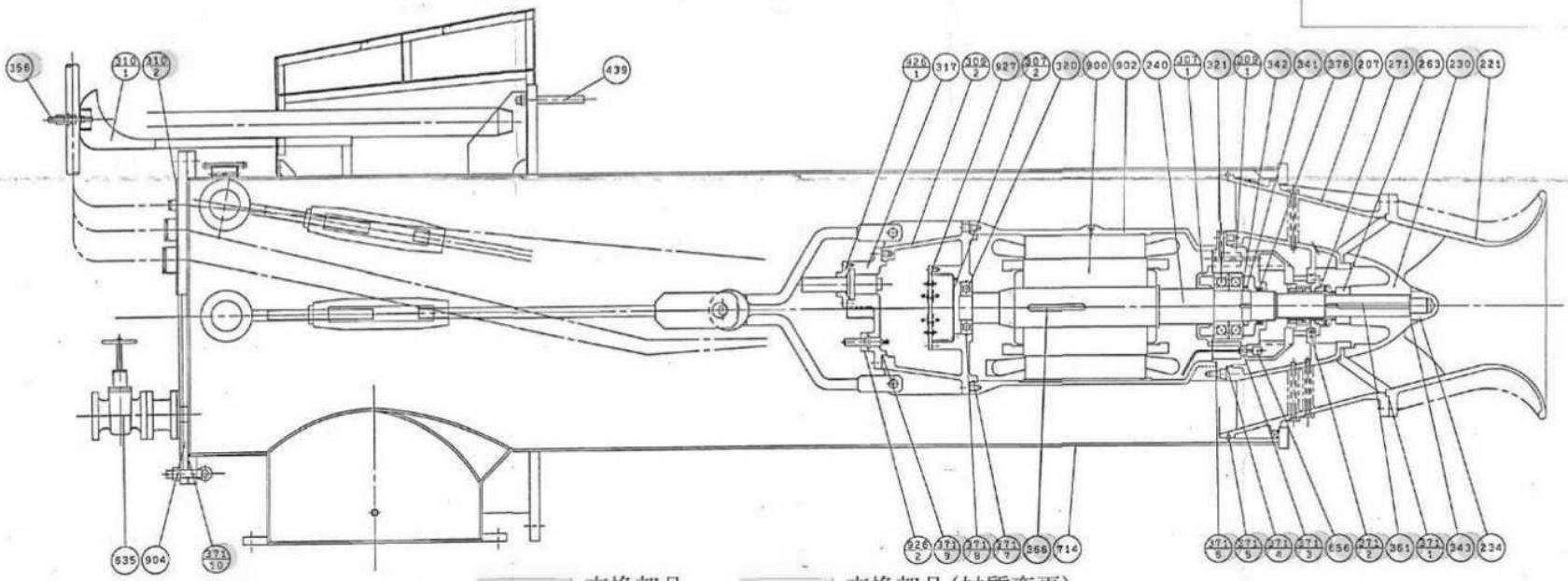
工事名	R7新田救急排水機場外1箇所主ポンプ分解整備工事		
図面名	配置図（新田救急排水機場）		
年月日	令和 8年 2 月		
尺　度	―	図面番号	2/3
設計会社名			
事務所名	国土交通省関東地方整備局　甲府河川国道事務所		

配置図（下田原救急排水機場）



工事名	R7新田救急排水機場外1箇所主ポンプ分解整備工事		
図面名	配置図（下田原救急排水機場）		
年月日	令和 8年 2月		
尺　度	—	図面番号	3/3
設計会社名			
事務所名	国土交通省関東地方整備局　甲府河川国道事務所		

主ポンプ断面図 （新田・下田原共通）



交換部品　　交換部品(材質変更)

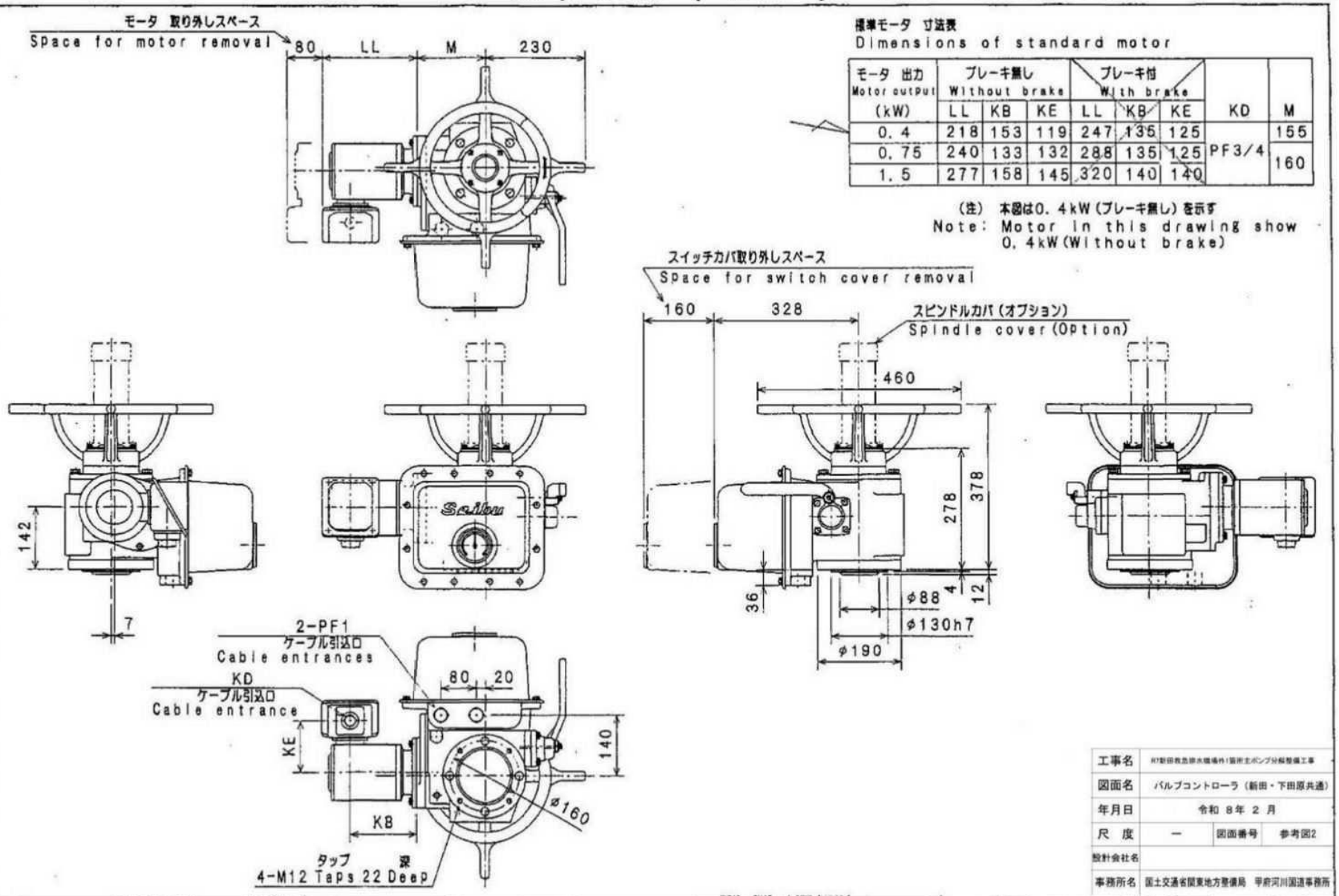
品番	部品名称	材質	個数	備考
207	ポンプケーシング	FC250	1	
221	吸込ケーシング	FC250	1	
230	羽根車	SC450	1	
234	羽根車ナット	SUS304	1	
240	主軸	SUS420J2	1	
263	カラー	SUS304	1	
271	メカニカルシール	超硬+超硬 カーボン+セラミック+カーボン	1s	A3-J3N-ORBタイプUN9
307-1	下軸受箱カバー	FC200	1	
307-2	上軸受箱カバー	SS400	1	
309-1	下軸受箱	FC250	1	
309-2	上軸受箱	FC250	1	
310-1	ケーブル支持台	SS400	1	
310-2	ケーブルホルダー	NBR SS400	1	
317	上部カバー	FC200	1	
320	深ミゾ玉軸受	——	1	6316ZZ
321	アンギュラー玉軸受	——	1s	7320BDB
341	軸受ナット	SS400	1	
342	割座金	SS400	1	
343	回り止メ座金	SUS304	1	
356	ケーブルバンド	SS400	1	
361	キー(羽根車)	SUS403	1	
366	キー(モーター)	S45C	1	
371-1	Oーリング	NBR	1	
371-2	Oーリング	NBR	1	
371-3	Oーリング	NBR	1	
371-4	Oーリング	NBR	1	
371-5	Oーリング	NBR	1	
371-6	Oーリング	NBR	1	
371-7	Oーリング	NBR	1	
371-8	Oーリング	NBR	1	
371-9	Oーリング	NBR	1	
371-10	Oーリング	NBR	1	
376	オイルシール	——	1	
439	基礎ボルト	SUS304	1	
635	仕切弁	——	1	50A
656	漏水検知器	——	1s	CLV-28(電極)
714	コラムパイプ	STPY+SS400	1	
900	ビルトインモーター	——	1s	CTWB6-NKRY (新設)
902	モーターフレーム	FC250	1	
904	コラム蓋	SS400	1	
926-1	ケーブル押え(1)	FC200	2	電源用
926-2	ケーブル押え(2)	FC200	1	検知器用
927	端子板	アクリル	1	

<交換部品>

水中ケーブル	4C*60S*20m	1本
水中ケーブル	3C*60S*20m	1本
水中ケーブル	4C*3.5S*20m	1本
ケーブルコネクタ用部品	4C*60S用	1個
ケーブルコネクタ用部品	3C*60S用	1個
ケーブルコネクタ用部品	4C*3.5S用	1個
プラグ類	SUS	1式

工事名	R7新田救急排水機場外1箇所主ポンプ分解整備工事		
図面名	主ポンプ配置図（新田・下田原共通）		
年月日	令和 8年 2月		
尺度	—	図面番号	参考図1
設計会社名			
事務所名	国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所		

バルブコントローラ（新田・下田原共通）



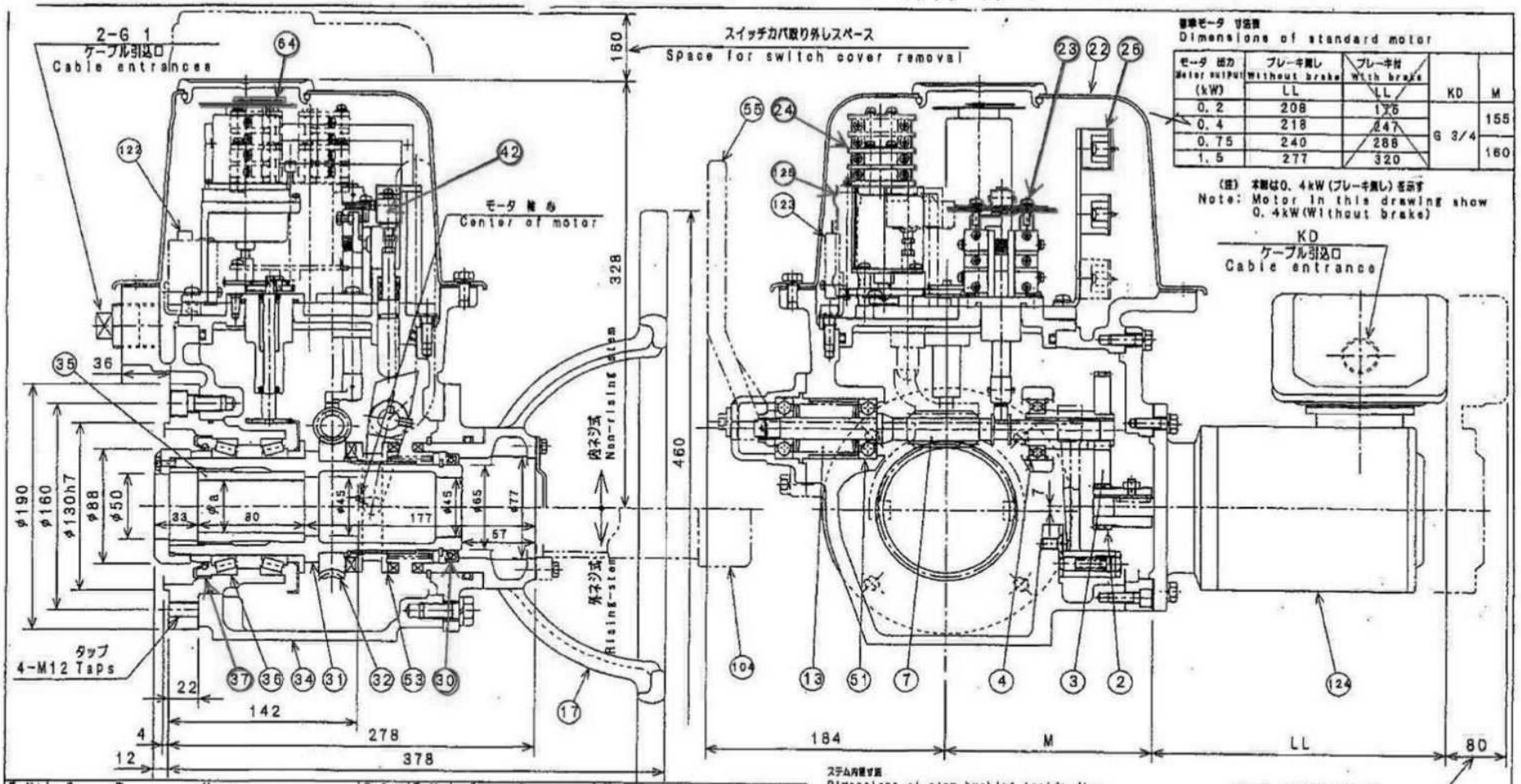
標準モータ 寸法表
Dimensions of standard motor

モータ 出力 Motor output (kW)	ブレーキ無し Without brake			ブレーキ付 With brake			KD	M
	LL	KB	KE	LL	KB	KE		
0.4	218	153	119	247	135	125	PF3/4	155
0.75	240	133	132	288	135	125		160
1.5	277	158	145	320	140	140		

（注） 本図は0.4kW（ブレーキ無し）を示す
Note: Motor in this drawing show 0.4kW (Without brake)

工事名	R7新田救急排水機場外1箇所主ポンプ分解整備工事
図面名	バルブコントローラ（新田・下田原共通）
年月日	令和 8年 2 月
尺 度	一 / 図面番号 参考図2
設計会社名	
事務所名	国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所

バルブコントローラ断面図（新田・下田原共通）



標準モータ 寸法表
Dimensions of standard motor

モータ 出力 Motor output (kW)	ブレーキ無し Without brake LL	ブレーキ付 With brake LL	KD	M
0.2	208	175	G 3/4	155
0.4	218	247		
0.75	240	288		160
1.5	277	320		

（注） 本図は0.4kW（ブレーキ無し）を示す
Note: Motor in this drawing show 0.4kW(Without brake)

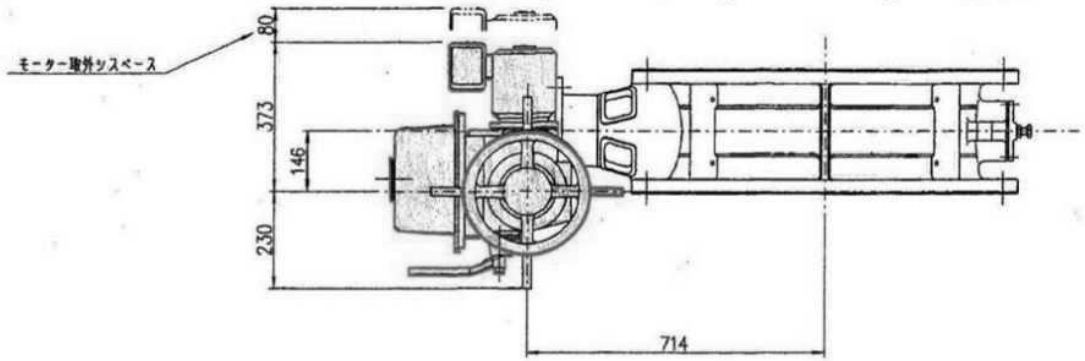
ステム内径寸法
Dimensions of stem bushing inside dia.

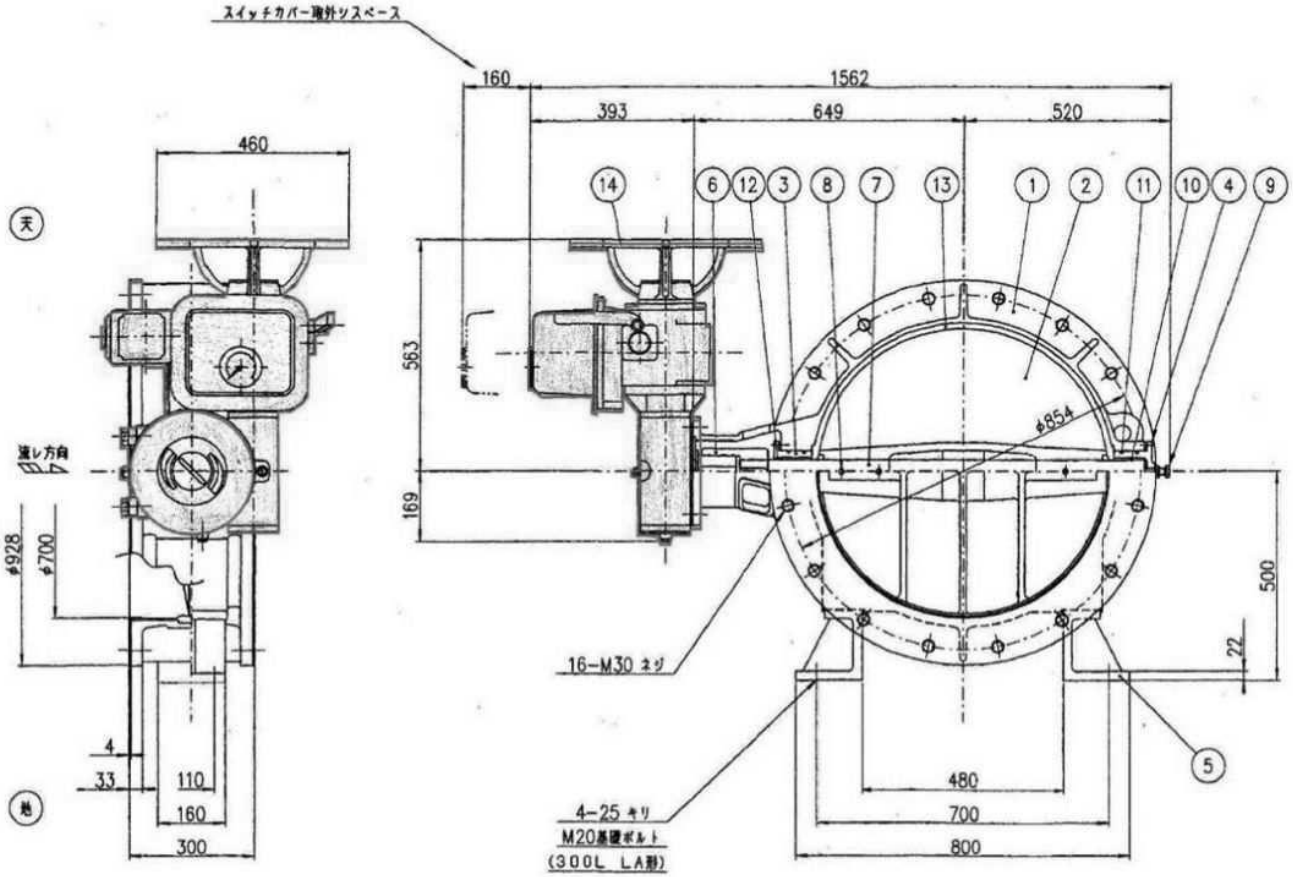
	非ネジ式 Non-rising stem	ネジ式 Rising stem
ø Max.	40	42

No.	名 称	Name	員 Qty.	No.	名 称	Name	員 Qty.
2	A ギヤ	Gear A	1	36	ステムブッシュ	Stem Bushing	1
3	B ギヤ	Gear B	1	38	ベアリング	Bearing	2
4	ベアリング	Bearing	1	37	オイルシール	Oil Seal	1
7	ウオーム	Worm	1	42	インタロックスイッチ	Interlocking Switch	1
13	トルクスプリング	Torque Spring	1 Set	51	ベアリング	Bearing	2
17	手動ハンドル	Handwheel	1	53	クラッチ	Clutch	1
22	スイッチカバ	Switch Cover	1	55	キリカエレバ	Change Lever	1
23	トルクスイッチ	Torque Switch	1	64	開度発信計（角度種 オプション）	Position Indicator (Transmitter-Option)	1
24	リミットスイッチ	Limit Switch	1				
26	ターミナル	Terminal Block	1 Set	104	スピンドルカバ（オプション）	Spindle Cover (Option)	1
30	オイルシール	Oil Seal	1	122	セイミッタ（オプション）	Sel-Mitter (Option)	1
31	スリーブ	Sleeve	1	123	セイレスタ（オプション）	Sel-Raster (Option)	1
32	ウオームホイル	Worm Wheel	1	124	モータ	Motor	1
34	ギヤケース	Gear Case	1	126	スペースヒータ	Space Heater	1

工事名	R7新田救急排水機場外1箇所主ポンプ分解整備工事
図面名	バルブコントローラ断面図（新田・下田原共通）
年月日	令和 8年 2 月
尺 度	— 図面番号 参考図3
設計会社名	
事務所名	国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所

バルブコントローラ（新田・下田原共通）



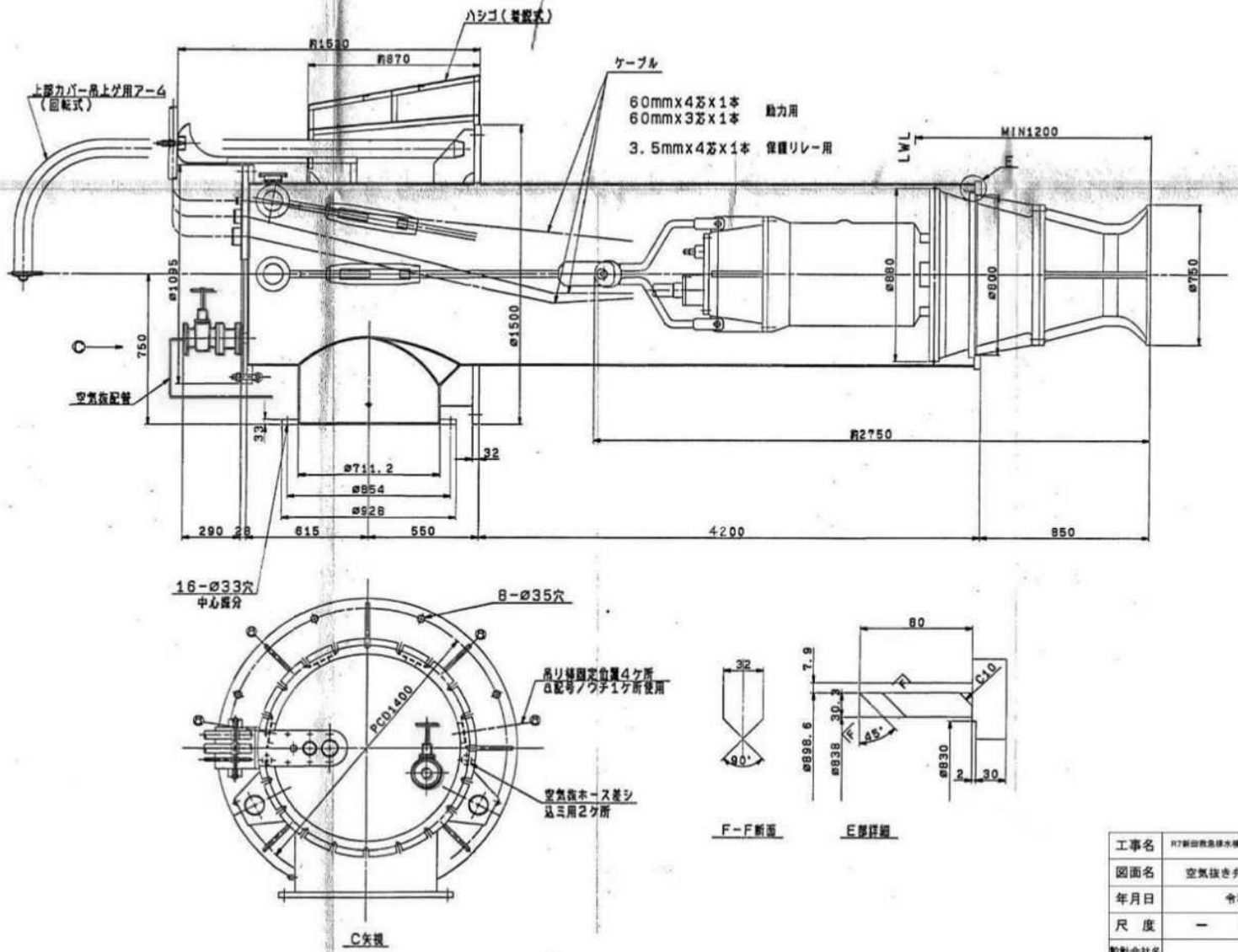


着色部を本工事にて取付け致します。

品番 PARTS No.	部品名称 NAME OF PARTS	材料 MATERIAL	個数 No.REQD	参考 REMARKS
14	減速機	――	1 s	MT-803HLTKD-02 (0.4Kw)
13	ゴムシート	C R	1 s	
12	O リング	N B R	1	
11	O リング	N B R	4	
10	ブ シュ	合成樹脂	2	
9	調整ボルト	SUS420J2	1	
8	テーパーピン	SUS420J2	3	
7	ベ ン ボ ウ	SUS420J2	1	
6	カップリング	FCD450-10	1	
5	ア ジ	FC200	2	
4	下ジクウケ	FC250	1	
3	上ジクウケ	FC250	1	
2	ベ ン タ イ	FC250	1	先端硬質クロームメッキ
1	ベ ン バ コ	FC250	1	フランジJIS B 2064 2個

工事名	利根川右岸急傾斜地崩壊対策（国有生ポンプ分解整備工事
図面名	バルブコントローラ（新田・下田原共通）
年月日	令和 8年 2 月
尺 度	― 図面番号 参考図4
設計会社名	
事務所名	国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所

空気抜き弁（新田・下田原共通）



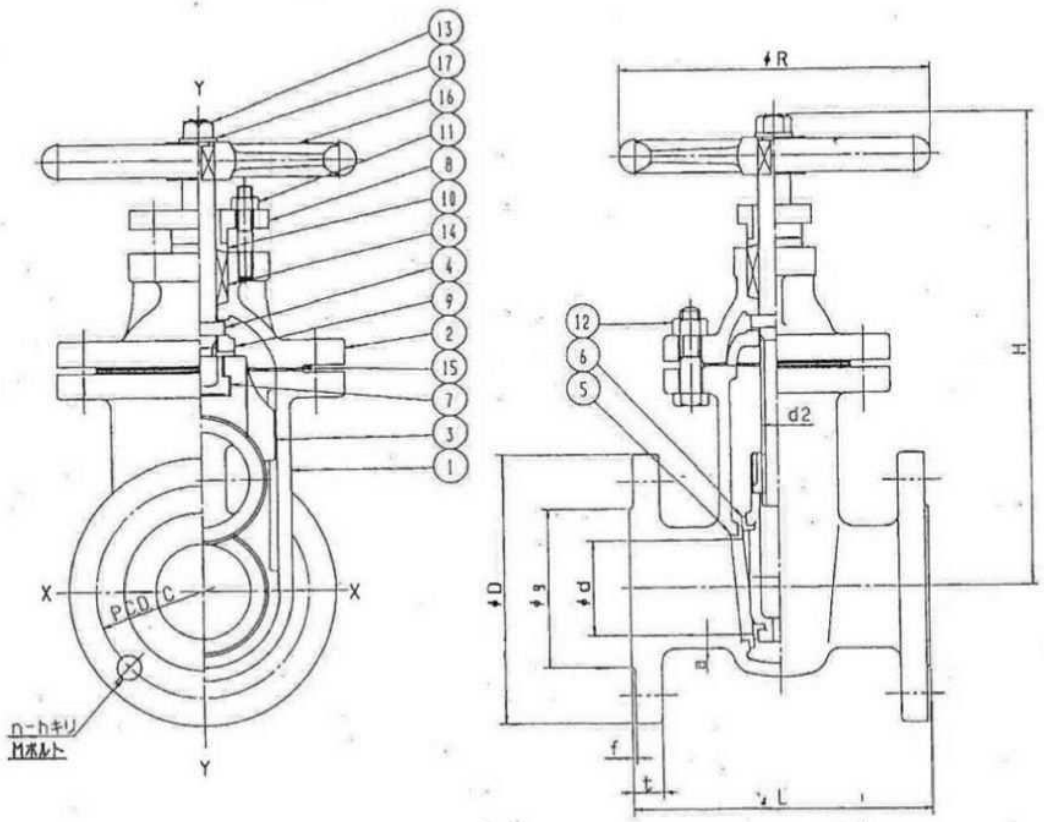
工事名	R7新田救急排水機場外1箇所主ポンプ分解整備工事		
図面名	空気抜き弁（新田・下田原共通）		
年月日	令和 8年 2 月		
尺　度	ー	図面番号	参考図5
設計会社名			
事務所名	国土交通省関東地方整備局　甲府河川国道事務所		

空気抜き弁断面図

呼び径	d	L	フランジ D	C	g	t	f	n	h	M	a	d2	H	R
50	50	180	155	120	100	20	2	4	19	M16	10.0	TW20□6	260	180
75	75	240	211	168	125	24	3	4	19	M16	10.5	TW26□4	375	250
100	100	250	238	195	152	25	3	4	19	M16	12.0	TW28□3.5	455	280
125	125	260	263	220	177	25	3	6	19	M16	13.5	TW32□3.5	525	280
150	150	280	290	247	204	26	3	6	19	M16	15.0	TW35□3	585	315
200	200	300	342	299	256	27	3	8	19	M16	17.0	TW40□3	690	355

特記事項

1. 記入なき材質は製作仕様書を参照下さい。
2. フランジボルト孔の振分け方向は下記の通りです。
 タテ、ヨコ平底付の場合．．．Y軸方向
 ヨコ　底付の場合．．．X軸方向



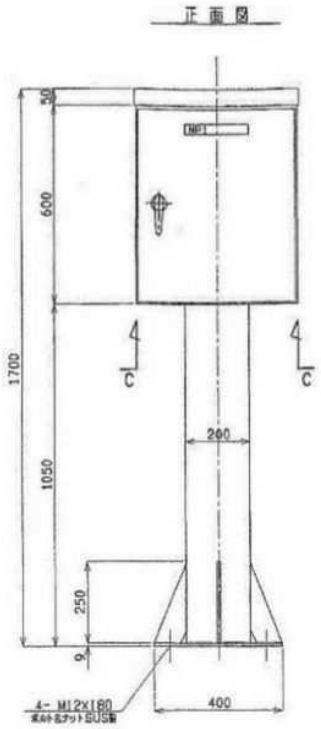
番号 PART No.	名称 NAME OF PARTS	材質 MATERIAL JIS No. SYMBOL	個数 REQ No.	摘要 REMARKS
17	座金	SS400	1	
16	ハンドル車	FC200	1	
15	ガスケット	SBR	1	
14	パッキン	OKリング	1	
13	六角ナット	SS400	1	
12	六角ボルト，ナット	SS400	1式	
11	植込ボルト，ナット	C3604	2[5]	
10	ブシュ	BC6	1	
9	弁棒受	BC6	1	
8	パッキン押え	弁箱と同一	1	
7	めねじこま	BC6	1	
6	弁体弁座	—○—	2	
5	弁箱弁座	—○—	2	
4	弁棒	—○—	1	
3	弁体	—○—	1	
2	パッキン箱	—○—	1	
1	弁箱	—○—	1	

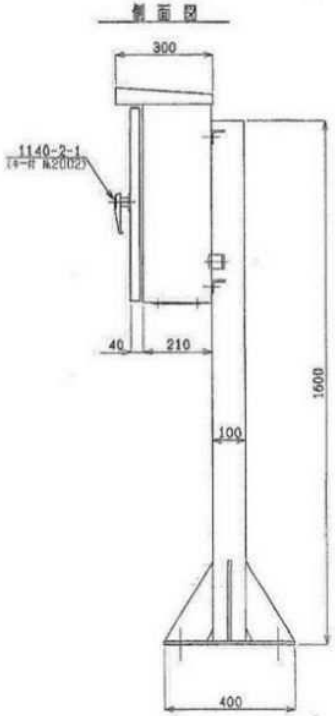
工事名	R7新田救急排水機場外1箇所主ポンプ分解整備工事
図面名	空気抜き弁断面図
年月日	令和 8年 2月
尺度	— 図面番号 参考図6
設計会社名	
事務所名	国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所

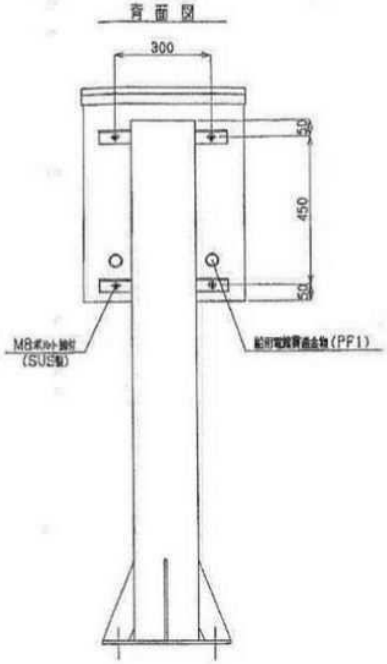
CAD-E021-A1.E021-01

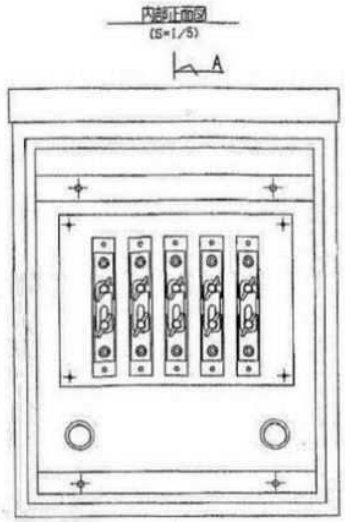
0 20 40 60 80 100

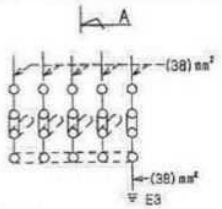
接地端子盤（新田・下田原共通）





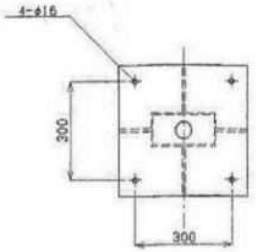


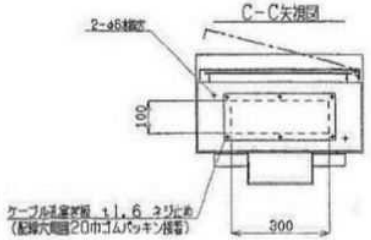


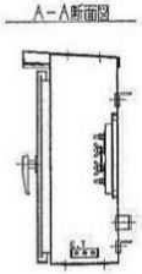


名称板一覧表

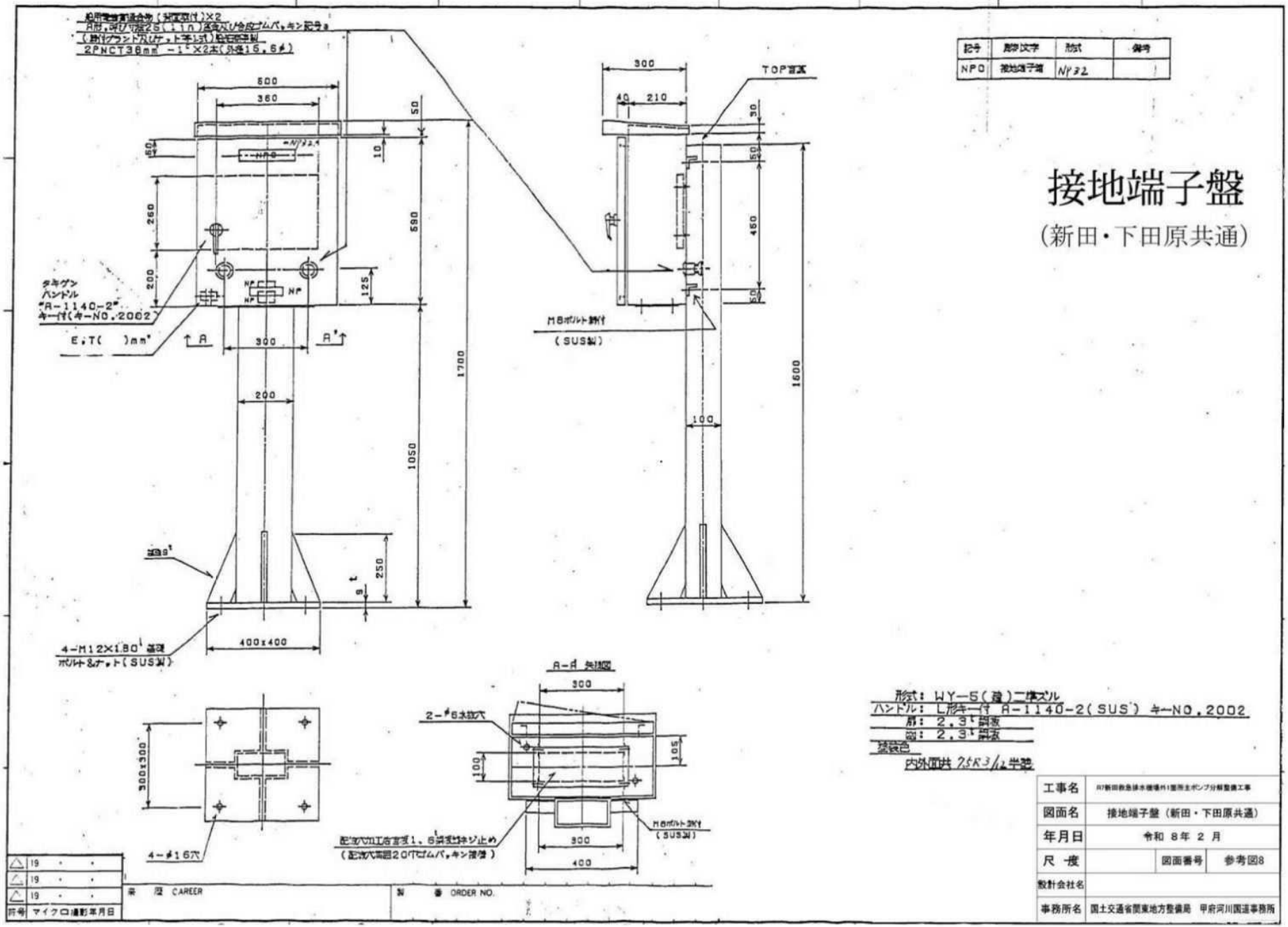
記号	記入文字	銘板型式	備考
NP1	接地端子箱	NP32	







工事名	内新田救急排水機場外1箇所土ポンプ分解整備工事		
図面名	接地端子盤（新田・下田原共通）		
年月日	令和 8年 2 月		
尺 度	一	図面番号	参考図7
設計会社名			
事務所名	国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所		



記号	刻印文字	形式	備考
NPO	接地端子盤	NP32	

接地端子盤

(新田・下田原共通)

形式: WY-5(薄)二連ダル
ハンドル: L形キー付 A-1140-2(SUS) キーNO.2002
扉: 2.3t鋼板
箱: 2.3t鋼板
塗装色
内外面共 2.5R3/2半艶

工事名	R7新田救急排水機場外1箇所主ポンプ分解整備工事
図面名	接地端子盤 (新田・下田原共通)
年月日	令和 8年 2月
尺度	図面番号 参考図8
設計会社名	
事務所名	国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所

符号	マイクロ撮影年月日
△	19 . .
△	19 . .
△	19 . .

履歴 CAREER　　製番 ORDER NO.